

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市は埼玉県南部に位置し、市域面積が5,11k㎡と日本一小さく、人口密度は全国の市町村の中で最も高いまちである。古くは中山道の宿場町として、また、機織りのまちとして栄えた歴史があり、その後、交通の利便性、生活の利便性が高い住宅都市として発展し、現在に至っている。

総人口は昭和55(1980)年代から7万人前後を維持していたが、近年は増加傾向となっており、令和8年4月1日時点で約7万7千人となっている。自然動態(出生-死亡)と社会動態(転入-転出)では、「自然増・社会減」の状態であったものが、平成18(2006)年度頃から「自然減・社会増」に転じており、近年その傾向が続いている。

住宅都市として発展した当市では製造業等の立地は難しい状況にあることから、当市の産業構成は第3次産業(商業・サービス業)が約8割を占めているが、令和3年の経済センサスによる当市の事業所数は、2,398社であり、平成28年と比較すると373件減少している。これは、新型コロナウイルス感染症の影響のほか、近郊への大型ショッピングセンターの相次ぐ出店などの影響や経営者の高齢化、世代交代が進まないことなどによる、小規模商店の減少によるところが大きく、市内商業機能の低下が課題となっている。また、工業環境においては、住宅地として発展してきた街であることから、下請的な性格が強い小規模の工場が多く、その数も年々減少しており後継者不足も深刻化している。更には、昨今の物価上昇の継続や中東・ウクライナ情勢の長期化に伴う原油価格の高止まりなど、多くの課題が顕在化しており、事業者を取り巻く環境は今後一層厳しさを増していくことが想定される。

こうした中、市内中小企業の設備投資やデジタル化への対応など生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業を目指すための取組を支援していくことは、商業・産業振興に向けて喫緊の課題となっている。

(2) 目標

市は、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者へ計画内容等の周知を十分行い、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、労働生産性の向上を促進する。

これを実現するための目標として、計画期間中に年5件、計画期間2年間で10件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関す

る基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市の産業は、第3次産業(商業・サービス業)が約8割を占めているが、多様な業種が当市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当市は、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

当市の産業は、第3次産業(商業・サービス業)が約8割を占めているが、多様な業種が当市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。また、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

先端設備等導入計画の認定を受けた事業者向けの支援措置である税制支援の適用期間と合わせるため、国が同意した日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・市税を滞納している者は先端設備等導入計画の認定の対象とはしない。

(備考) 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。